

青森県報

第二千六百八十六号

平成十八年
九月二十九日
(金曜日)

目次

規 則

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する
条例施行規則の一部を改正する規則…………… (保健衛生課) …… 一

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (こども
みらい課) …… 一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高
齢福祉
課) …… 二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (同) …… 二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 二

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出…………… (出
納課) …… 三

証紙売りさばき人の指定…………… (同) …… 三

証紙売りさばき人の住所及び氏名の変更…………… (同) …… 三

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札…………… (港
湾空港課) …… 三

右 同…………… (経
理課) …… 四

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (同) …… 五

右 同…………… (同) …… 五

右 同…………… (同) …… 六

建設業者の許可の取消し…………… (五
所川
原
土
務
所
備
原
事
務
所) …… 六

右 同…………… (同) …… 七

右 同……………

出先機関……………

土地改良区の役員就任及び退任……………

公安委員会……………

交通誘導警備業務に係る検定合格者の配置路線の認定……………

(生活安全課) …… 八

(上北地方農林水産事務所) …… 七

(十和田県土整備事務所) …… 七

規 則

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十一号

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例施行規則(平成十七年九月青森県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条第四号ル」を「第一条第四号又」に改め、同条第一号中「第七条を「第七条第一項」に改め、同条第三号から第五号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十二号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第十八条第六項」を「平成十八年七月一日において第十八条第六項」に改め、「平成十八年度に限り」を削り、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 第十八条第六項の規定により知的障害児施設、知的障害児通園施設、言ろつあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設並びに指定医療機関に係る入所等徴収金の額を決定する場合における同項の規定の適用については、平成十八年度に限り、同項中「二 七月一日」とあるのは、「二 七月一日及び十月一日」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第七百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | |
|----------------|---------------------|
| 名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業者 |
| 主たる事務所の所在地又は住所 | 居宅サービス事業者の種類 |
| 株式会社 ケアライフ 青森 | 訪問介護 |
| 青森市卸町三の五 | 株式会社 ケアライフ 青森 浪岡営業所 |
| 名称 | 居宅サービス事業を行う事業所 |
| 所在地 | 所在地 |
| 指定期日 | 指定期日 |
| 平成十八年九月二十九日 | 平成十八年九月二十九日 |

| | | | | | |
|------|--------------|----------|------|--------------|--------|
| 大平商事 | 八戸市類家二丁目七の四六 | 特定福祉用具販売 | 大平商事 | 八戸市類家二丁目七の四六 | 一六・九二〇 |
|------|--------------|----------|------|--------------|--------|

青森県告示第七百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|------------------|-------------|---------------------|----------------------|-------------|
| 名称 | 指定居宅介護支援事業者 | 名称 | 居宅介護支援事業を行う事業所 | 指定期日 |
| 株式会社 ケアライフ 青森 | 主たる事務所の所在地 | 株式会社 ケアライフ 青森 浪岡営業所 | 所在地 | 指定期日 |
| 青森市卸町三の五 | 青森市卸町三の五 | 株式会社 ケアライフ 青森 浪岡営業所 | 青森市浪岡福田二丁目二の五 田一〇一〇号 | 平成十八年九月二十九日 |
| 社会福祉法人 青森社会福祉振興団 | むつ市十二林一の一三 | みちのく庄柳町介護相談センター | むつ市柳町二丁目三の六 | 一六・九二九 |

青森県告示第七百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条の規定により公示する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|---------------|-------------|----------------|--------------|-------------------------------------|--------------|
| 指定介護予防サービス事業者 | 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 介護予防サービスの種類 | 介護予防サービス事業所 | 指定年月日 |
| | 株式会社ケアライフ青森 | 青森市卸町三の五 | 訪問介護 | 青森市浪岡福田二丁目二の五 二丁目一五 田一〇一 号 | 平成 一八・九・三 |
| | 有限会社大平商事 | 八戸市類家二丁目七の四六 | 特定介護予防福祉用具販売 | 八戸市類家二丁目七の四六 | 一八・九・三〇 |

青森県告示第七百九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十八年九月三日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

十和田市大字奥瀬字中平五一の二

小笠原 栄一

青森県告示第七百十号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

十和田市大字奥瀬字中平五一の二

小笠原 全

二 指定年月日

平成十八年九月二十九日
三 売りさばき場所
十和田市大字奥瀬字中平五一の二

青森県告示第七百十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び氏名について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

八戸市西白山台五丁目五の一四

下斗米 榮三

二 変更内容

1 変更前の住所及び氏名

八戸市大字新荒町四一

下斗米 榮三

2 変更後の住所及び氏名

八戸市西白山台五丁目五の一四

下斗米 榮三

公 告

国有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年九月二十九日

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|--------------|-----|-------------|
| 所 在 地 | 地 目 | 地 積 |
| 八戸市城下二丁目二〇の九 | 雑種地 | 九六・〇四平方メートル |

二 予定価格

四百七十万五千九百六十円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目二〇の九

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟六階A会議室

2 日時

平成十八年十月十三日 午前十一時十五分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
2 平成十八年十月六日午後一時三十分から、八戸市城下二丁目二〇の九において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

| | | |
|-----------------|-----|-------------|
| 所 在 地 | 地 目 | 地 積 |
| 青森市大字高田字川瀬二二二の二 | 雑種地 | 一、四七六平方メートル |

二 予定価格

二千二百五十九万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字高田字川瀬二二二の二

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

2 日時

平成十八年十一月一日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十月二十五日午前十時から、青森市大字高田字川瀬一二二の二において現場説明を行う。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車（二・二メートル級） 四台

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課
青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十八年八月三十一日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社力ワサキマシンシステムズ
宮城県仙台市宮城野区南目館二〇の一五

七 契約金額

一億八百六十七万五千円

八 契約の相手方を決定した手続

購入物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の広告を行った日

平成十八年七月十四日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

除雪グレーダ（四・〇メートル級） 三台

二 調達方法

交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課
青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十八年八月三十一日
六 契約の相手方の名称及び住所

コマツ青森株式会社

青森市大字三内字丸山三九三の一八八

七 契約金額

七千九百十九万円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出し、かつ、交換差金に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の広告を行った日

平成十八年七月十四日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

空港用救急医療搬送車（一二五型） 一台

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十八年八月三十日

六 契約の相手方の名称及び住所

東急車輛製造株式会社

神奈川県横浜市金沢区大川三の一

七 契約金額

五千五百七十四万八千八百一十円

八 契約の相手方を決定した手続

購入物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の広告を行った日

平成十八年七月十四日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北新聞発興業

二 代表者の氏名 神 公純

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西禿七の二三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第七〇〇〇三三三号

五 取消年月日 平成十八年九月八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年八月三十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社佐々木組
- 二 代表者の氏名 佐々木 省子
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字中里字龜山六〇二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一二九五五号
- 五 取消年月日 平成十八年九月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 電気工事業に係る一般建設業の許可

平成十八年九月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 小笠原建設株式会社
- 二 代表者の氏名 小笠原 敏子
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市栄町三丁目一四〇の八六一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一三）第三一五三三号
- 五 取消年月日 平成十八年九月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年七月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年九月二十九日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就 任 及 び 退 任 の 年 月 日 |
|-------------------|---------|--------------------|--|
| 理 事 | 熊野 清市 | 上北郡おいらせ町一丁目七三の五九 | 平成 一六・九 五就任 |
| " | 田中 順造 | 十和田市西二十二番町二八の二二 | " |
| " | 野月 忠見 | 大字洞内字杉ノ沢二〇の一 | " |
| " | 山崎 誠一 | 元町西二丁目六の四〇 | " |
| " | 佐々木廣雄 | 穂並町九の八 | " |
| " | 丸井 裕 | 西二十一番町四八の二九の二六 | " |
| " | 中野渡一郎 | 大字深持字小橋二の二 | " |
| " | 中川原誠一 | 大字三本木字中撤七五の一 | " |
| " | 白山 勲 | 大字相坂字白上一二二 | " |
| " | 山端 哲夫 | 大字三本木字間遠地一〇八 | " |
| " | 立崎 義美 | 大字立崎字立崎二七 | " |
| " | 大坂 吉光 | 大字八斗沢字八斗沢一〇八の三 | " |
| " | 中野 卓 | 字家ノ下六二八の一 | " |
| " | 下田 利明 | 上北郡六戸町大字犬落瀬字七百五九の二 | " |
| " | 角田 三茂 | 字坪毛沢九七四 | " |
| " | 竹ヶ原 勝太郎 | おいらせ町二丁目四丁目七三の二九五 | " |

| | |
|------------|--------|
| 県道青森田代十和田線 | 全域 |
| 県道弘前柏線 | 全域 |
| 県道五所川原岩木線 | 全域 |
| 県道弘前鱒ヶ沢線 | 全域 |
| 県道八戸環状線 | 全域 |
| 県道岩崎西目屋弘前線 | 全域 |
| 県道青森浪岡線 | 全域 |
| 県道八戸三沢線 | 全域 |
| 県道八戸百石線 | 全域 |
| 県道大鰐浪岡線 | 全域 |
| 県道鱒ヶ沢蟹田線 | 全域 |
| 県道八戸大野線 | 青森県の全域 |
| 県道三沢十和田線 | 全域 |
| 県道八戸野辺地線 | 全域 |
| 県道弘前岳鱒ヶ沢線 | 全域 |
| 県道八戸階上線 | 全域 |
| 国道四五四号 | 青森県の全域 |
| 国道三九四号 | 全域 |

| | |
|------------|----|
| 県道弘前環状線 | 全域 |
| 県道青森環状野内線 | 全域 |
| 県道荒川青森停車場線 | 全域 |
| 県道鶴ヶ坂千刈線 | 全域 |
| 県道弘前田舎館黒石線 | 全域 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭